



## 市民表彰・自治表彰

12月1日、行政・防災・公益などで業績顕著な方や団体を、立川市表彰条例に基づいて表彰しました。 《敬称略・順不同》

### ■市民表彰

- ▶ 鈴木功(立川市文化財保護審議会委員)
- ▶ 齋藤孚彦(立川市自治会連合会役員)
- ▶ 西野進介(立川市自治会連合会役員)
- ▶ 荒井智(立川市消防団員)
- ▶ 小澤蘭(世界ジュニアゴルフ選手権7-8歳女子の部優勝)
- ▶ 鈴木茂(社会福祉法人立川市社会福祉協議会会長)
- ▶ 古岡邦人(学校医)
- ▶ 松生恒夫(学校医)
- ▶ 藤井恵太(学校医)
- ▶ 清水光子(立川市職員倫理審査会会長)
- ▶ 市川美智子(行政相談委員)
- ▶ 株式会社立飛ホールディングス(徳行)

### ■自治表彰

- ▶ 石本一弘(立川市教育委員会委員)
- ▶ 土谷申明(立川市監査委員)



市民表彰を受けられた皆さん

☎秘書課・内線2757



## 技能功労者褒賞

12月1日、同一の業種に30年以上従事した55歳以上の方で、その優れた技術で市民生活に貢献された方に対し、技能功労者として褒賞を授与しました。 《敬称略・五十音順》

- ▶ 木戸岡政行(左官職)
- ▶ 民本利隆(大工職)
- ▶ 西澤信二(自動車整備士)
- ▶ 東楨靖(塗装工)
- ▶ 堺幸光(造園・植木職)
- ▶ 徳竹正人(総合建設業)
- ▶ 野元智文(電気工事士)
- ▶ 船橋達夫(システムエンジニア)



技能功労者褒賞を受けられた皆さん

☎産業観光課商工振興係・内線2655



## 下水道条例を改正し、下水道使用料が変わります

### 令和9年1月から新料金体系に

立川市下水道条例の一部を改正する条例が、市議会で可決されました。これにより、令和9年1月1日から下水道使用料を下表のとおり改定します。

この改定は、下水道施設の老朽化等に対応し、将来にわたり安定的に公共下水道事業を継続していくために実施するものです。あわせて、災害時において排水設備の工事が円滑に実施されるよう改正しました。

#### 下水道使用料(1か月分。税抜き)

区分	使用水量	使用料	
		現行	改定後
一般汚水	10m <sup>3</sup> まで (基本使用料)	530円	670円
	20m <sup>3</sup> まで (1m <sup>3</sup> につき)	75円	89円
	50m <sup>3</sup> まで ( // )	115円	129円
	100m <sup>3</sup> まで ( // )	150円	164円
	200m <sup>3</sup> まで ( // )	200円	214円
	500m <sup>3</sup> まで ( // )	245円	259円
	1,000m <sup>3</sup> まで ( // )	285円	299円
	1,000m <sup>3</sup> を超える分( // )	325円	339円
浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき	26円	26円

☎下水道管理課庶務係・内線2201



## 公共下水道事業計画変更(案)の縦覧

立川市公共下水道北多摩一号処理区、北多摩二号処理区、多摩川上流処理区の事業期間の延伸等のため、公共下水道事業計画変更(案)の縦覧を行います。

☎12月25日(木)～1月14日(水)、午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) ☎下水道整備課(市役所2階80番窓口)

☎下水道整備課計画係・内線2223



## 償却資産の申告をお願いします



令和8年1月1日時点で償却資産(土地や家屋以外の機械や設備などの事業用資産)を所有している個人や法人の方は、1月5日(月)～2月2日(月)[土・日曜日、祝日を除く]に、課税課償却資産係(市役所1階38番窓口)へ償却資産の申告をしてください。郵送でも受け付けています。

市で把握している対象資産所有者の方には12月上旬に申告用紙を郵送していますが、まだ届いていない方や令和7年1月2日以降に事業を開始した方はご連絡ください。

eLTAX(エルタックス)を利用したインターネットによる固定資産税(償却資産)の電子申告も受け付けています。くわしくは、「エルタックス」のホームページをご覧ください。

☎課税課償却資産係・内線1228



## 市役所本庁舎等で電話の通話録音を開始します



市役所本庁舎と一部の施設では、1月5日(月)から電話の自動通話録音を行います。発信時、着信時ともに通話は録音されます。

☎総務文書課庶務係・内線2593

